

三重県家庭教育の充実に向けた応援戦略(仮称)中間案に対するパブリックコメント等への対応

- 対応区分 ① 反映する 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
 ② 反映済 意見や提案内容が既に反映されているもの。
 ③ 参考にする 最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
 ④ 反映または参考にさせていただくことが難しい ・県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。
 ・事業主体が県以外のもの。
 ・法令などで規定されており、県として実施できないもの。
 ⑤ その他(①～④に該当しないもの)

意見番号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	頁			
1	全般		家庭をとりまく環境が変化し、家庭教育についてもさまざまな課題が指摘されるなか、「たてわり」ではなく関係部局が連携し、家庭を支えとりくみをすすめていくことは大切。この戦略がきっかけとなり、市町も含めた各主体との連携がより深まることを期待している。	⑤	応援いただきありがとうございます。 戦略案に記述していますように、各部局の横断的な連携、さらには市町との連携を一層深め、ご期待に添えるよう成果につなげていきたいと考えていますので、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。
2	全般		家庭は最も私的な生活の場であり、家庭教育は各家庭が自主的におこなうものである。そのうえで、子育てを担う保護者の孤立感や、「子どもの貧困」等、課題の解決のために、地域・学校・企業・行政などが一体となつてとりくみをすすめていくことが必要。	②	ご指摘いただいた趣旨は非常に重要であると認識しており、基本理念(P18～19)において、「家庭の自主性を尊重するという基本姿勢」を掲げるとともに、子育てやしつけ、教育に不安を感じる保護者、虐待や貧困など困難な課題を抱える家庭の増加に対応するため、地域、学校等、企業、行政などが一体となって取組を進めていく旨記述しています。
3	全般		子どもの権利条約や、三重県子ども条例の理念をふまえ、子どもの目線から見て「どのような家庭がよいのか」「そのためには何が必要か」ということが、この戦略にも表れているとよい。	②	本戦略案が価値観の押しつけとならないよう、望ましい家庭の姿を示すのではなく、子どもたちや保護者がどのような状態になることをめざすのかを、「めざすべき姿」(P20)の中に記述しました。
4	全般		家庭教育の応援戦略の策定の背景には、仕事や生活に疲れ、余裕がないまま子育てやしつけなどに対する不安や悩みに苦しむ保護者や、困難な課題を抱える家庭の増加があると考え、そもそもなぜそのような状況に陥ってしまったのかということについての記述がない。本気で家庭教育の充実にとりくむのであれば、社会構造や労働環境や変化も含め検証し記述する必要があるのではないか。	②	家庭を取り巻く社会情勢の変化等については、「第2章 現状と課題」のP3～11あたりで記述しており、少子化、地域のつながりの希薄化、働き方の変化等にも言及しています。

意見番号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	頁			
5	全般		家庭は社会の最小の単位であり、家庭教育は各家庭が自主的におこなうものとする。行政が家庭に介入するというのではなく、家庭教育を支えるという視点でのとりくみを期待する。	②	ご指摘いただいた趣旨は非常に重要であると認識しており、基本理念(P18～19)において、「家庭の自主性を尊重するという基本姿勢」を明記するとともに、「家庭に委ねるべきこと」と「社会が応援すべきこと」とをふまえて取組を進める旨記述しています。
6	全般		私的な生活の場である家庭に対し、「どのような家庭が望ましいか」など家庭のあり方に行政が介入するようなことのないようすすめるべき。市町や関係機関による「応援」が、その方向性によって県民に誤解を生じさせないよう徹底した注意が必要。あくまで県民が主体として自立することを応援するものであることを、少しの誤解もないよう広げてほしい。	②	
7	第2章 現状と課題	3-	さまざまな家庭・家族のあり方という点では「外国につながる子どもや保護者」の存在は三重県の一つの特徴であると思う。地域の中で、たがいの文化を尊重しながら共生している反面、就学や就職等さまざまな場面で不利な立場に直面することもある。その現状と課題には触れなくてよいか。	⑤	本戦略は、今日の多くの家庭が抱える主な共通課題をとらえ、総合的に対応することを主眼として策定するものです。ご指摘のとおり、外国人の家庭への支援は非常に重要な課題と考えられますが、抱える課題が他の家庭とは様相を異にしている部分が多く、対応策も別途講じる必要があることから、本戦略案ではあえて取り上げないこととしました。この件に関しては、別の枠組みの中で、専門的な立場の方々のご意見も聴取しつつ、検討を深めていく必要があると思われまので、ご理解をお願いします。
8	第2章 現状と課題 (1)家庭を取り巻く社会情勢の変化 (子育てに関するNPOの増加)	5	家庭を支える主体として、NPOやボランティア団体について記述されているが、PTAも加えてはどうか。これまでもPTA活動をつうじて、保護者と保護者、地域と保護者がつながり、学校や子どもの育ちが支えられてきた。家庭教育の応援戦略をすすめるにあたり、これまでPTAの果たしてきた役割や、今後のとりくみへの支援についても書きこんではどうか。	②	本戦略案では、家庭教育を応援する主体としてPTAを重視しており、特に「取組方策③ 子どもの習慣づくり」(P28～30)や「家庭教育応援プロジェクト テーマ1」(P48～49)の中で、PTAとの連携について積極的に記述しています。また、「家庭教育応援プロジェクト テーマ2」における「地域の家庭教育応援ネットワーク」を構成する主体としても位置づけているところです。
9	第2章 現状と課題 (2)家庭の状況 (父親の子育てへの参画の実態)	9	男性の育児参画の推進について、統計資料では、35年前から現在まで、共働き世代が約2倍近くまで増えている。にもかかわらず、男性の育児参画について「父親も母親と育児を分担して、積極的に参加すべき」と答えた県民の割合は約半数しかいない。男性が育児休業をとろうとしても、職場の雰囲気としてとりにくい状況にある現状を、具体的にどうしていくのか。「頭でわかっている、実際の思いは・・・」という声も聞く。子育ての時間を確保するためのしくみづくりや、企業への啓発について、積極的な取り組みが必要。	②	ご指摘いただいた課題に対応するため、「取組方策⑥ 社会全体で家庭を支える気運の醸成」(P36～37)の中で、ワーク・ライフ・バランスや男性の育児参画にかかる社会全体の気運を高める取組を進めることについて記述するとともに、「取組方策① 幅広い学習機会や情報の提供」(P24～25)においても、男性の育児参画の推進や仕事と子育ての両立支援の視点を重視していく旨明記しています。
10	第2章 現状と課題 (3)子どもの状況	12	基本的な生活習慣について、その大前提となる「子どもと向きあう」ことが抜け落ちると、単に「朝ご飯を食べさせて、本を読ませて、テレビやスマホの利用を規制すれば確立する」といった短絡的で、画一的な思考に陥る。しっかりと子どもと向き合うことを大切にしたい。	②	ご指摘の点は戦略案の大前提となる重要なポイントであり、そのことを明示するため、基本理念の冒頭に「子どもたちの豊かな未来の実現に向け」という表現を織り込み、本戦略案の取組は全て子どもたちの未来のために進めるものである旨記述しています。(P18)

意見番号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	頁			
11	第3章 基本的な方向性 1 基本理念 「子育ては、世代を越えて命を守り伝え、未来を創造する大切な営みです。」	18	内閣府「第2回青少年の生活と意義に関する基本調査」にもあるように、子どもを実際に生んだ人たちは、子育ての意味を「子どもを持ち、育てることによって、自分が成長する」と回答しています。戦略(案)の子育ては、社会的に見た定義だと思いますが、保護者にとっては自分の成長につながる楽しいもの、素晴らしいことであるという当事者の視点、メッセージをここに記述しておいた方が、後の「基本理念」につながると思います。	②	家庭は保護者にとっても「心豊かな成長の場」でもあるというご意見は、まさにそのとおりと考えています。 なお、このことについては、戦略案の検討過程において、「基本理念の本文中に記述するとやや押し付け感がある」と懸念する意見もあったため、P20の「めざすべき姿」の中で記述することとしました。よろしくご理解をお願いします。
12	第3章 基本的な方向性 1 基本理念 「家庭は、子どもにとっての健やかな育ちの場、「心の拠り所」であることが期待されています。」	18	「子どもの年齢が親としての年齢」と言われるように、子育てをしていく中で保護者も子どもと共に成長していきます。家庭は子どもにとっての「健やかな育ちの場」であると同時に、保護者にとっても「心豊かな成長の場」ではないでしょうか。	②	
13	第3章 基本的な方向性 1 基本理念 「家庭教育は、まさに「教育の原点」であり、」	18	近年、学校教育に基本的生活習慣の定着など、多くの役割が期待されています。学校教育に関わるものとして、「学校は一切関係ない」とは言いませんが、基本的生活習慣の定着はやはり家庭が担う部分が大きいと考えます。家庭教育の意義、特に子どもが一人前の社会人になる「社会化」のために欠かせないものであることを、しっかり書いていただいてあり、ありがたいです。	⑤	ご指摘の箇所は、家庭教育について考えていくうえでの前提になる重要な部分であり、共感いただいていることに感謝申し上げます。なお、この記述内容は、教育基本法第10条(家庭教育)に「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と規定されていることを受けたものですので、念のため申し添えます。
14	第3章 基本的な方向性 1 基本理念 「各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができる環境整備を図る」	18	第三者が外から家庭教育の必要性を論じるのではなく、保護者本人、各家庭が自主的に取り組めるようにすることは、大変素晴らしいと思います。	⑤	賛同いただき、ありがとうございます。 基本理念(P18～19)に明記していますように、「家庭の自主性を尊重するという基本姿勢のもと」、本戦略の推進を図っていきたく考えていますので、今後ともご協力をよろしくお願い申し上げます。
15	第3章基本的な方向性 1基本理念 ・「子育ての喜び」を共に育む家庭教育応援の取組	18	「子育ての責任」は家庭だけに押しつけずに共に分かち合い、「子育ての喜び」はまだ実感を持っていない家庭と共に育むことができれば、素晴らしいと思います。とても希望を感じる表現、記述だと感じました。	⑤	この表現にこめた思いを受けとめていただき、ありがとうございます。 保護者と共に社会全体で「子育ての喜び」を育んでいくことができるよう留意しながら取組を進めることとしていますので、今後ともご協力をよろしくお願い申し上げます。
16	第3章 基本的な方向性 1 基本理念 「家庭教育応援の取組は、家庭教育をになう保護者の学びを応援するものであり」	19	「保護者の学びを応援する」という表現は、上から目線の押しつけのようには感じます。「子育ての喜び」は、学ぶというより感じていくものではないでしょうか。子育てが自分の成長にもつながる素晴らしい、楽しいものであると感じられるよう、保護者の成長を支援するという意図が分かるような表現にしてはどうでしょうか。	①	ご意見をふまえ、上から目線の印象のない表現を検討し、修正させていただきます。

意見番号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	頁			
17	第3章 基本的な方向性 1 基本理念 「保護者の元気や子育てに対する意欲が引き出されるよう」	19	この戦略(案)全体の流れから見ると、「学び」の内容は知識・技術ではなく、おおらかな気持ちで愛情を持って子どもと接することの必要性であるように感じられるのですが、誤解を生じることがないよう、「保護者の元気や子育てに対する意欲が引き出されるよう」という記述の前に、「知識やスキルを伝えることを重視するのではなく」という表現を追加してはどうでしょうか。	①	この文脈は、ご指摘にもあるように、「知識やスキルを伝えることよりも、保護者の元気や意欲の喚起が重要」という趣旨ですので、より正確に伝わるよう、ご意見に沿ったかたちで加筆させていただきます。
18	第3章 基本的な方向性 1 基本理念 「本戦略が価値観の押しつけとなつてはなりません」	19	価値観が多様化している時代の中で、素晴らしい記述だと思います。18ページの「各家庭が家庭教育に自主的に取り組む」という記述と連動し、あくまでも保護者自らが考えて行動できるようになることが理想だと思います。	⑤	賛同いただき、ありがとうございます。 ご意見のとおり、家庭・家族のあり方が多様化している時代ですので、一つひとつの家庭・家族の形が寛容に受け入れられるべきと考えています。「家庭の自主性を尊重するという基本姿勢のもと」、本戦略の推進を図っていきますので、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。
19	第3章 基本的な方向性 1 基本理念 【めざすべき姿】 ・子どもの姿	20	文章の中に「家庭」という記述がなく、必ずしも保護者だけでなく、多くの人と関わる中で刺激をもらって育っていく様子が想像され、とても素晴らしいと感じました。保護者の愛情はもちろん大事ですが、人は多くの人と関わることで、本人や保護者が気づかなかつた可能性を開花していきます。家庭以外の居場所があることも、とても大事だと思います。	⑤	賛同いただき、ありがとうございます。 いただいたご意見は、まさにそのとおりと考えており、戦略案の基本理念にも、「保護者も子どもも地域や社会で他者との関わり合いを持てるようにすることが極めて重要」(P19)と明記しているところです。
20	第3章 基本的な方向性 1 基本理念 【めざすべき姿】 ・保護者の姿	20	子どもの姿と同じように保護者の姿の記述に、「人との関わり等を通じて」というような表現を入れられないでしょうか。保護者の孤立感が子育てや家庭教育の悩みの基にあるとするならば、保護者同士が互いに認め合う機会があれば、大きな自信になると思います。	①	ご指摘のとおり、保護者にも「人との関わり」が極めて重要と考えられますので、ご意見にそったかたちで加筆させていただきます。
21	第3章 基本的な方向性 3 取組の視点 (3) 既存の取組の活用	21	(3)の「既存の取組の活用」に賛成である。これまでも、各市町や各学校において、「子どもの未来を語る会」等、教職員と保護者・地域の人が集い語りあうとりくみがすすめてられている。それら既存のとりくみを継続発展させるため積極的な応援を行政からしてほしい。	⑤	賛同いただき、ありがとうございます。 家庭教育を応援する取組は、これまでもさまざまな主体によって進められてきた部分がありますので、こうしたものの連携、発展、総合化を図っていくことが効果的であると考えています。今後とも取組の推進にご協力をよろしくお願いいたします。
22	第4章 取組方策 全般	22-	家庭教育の応援戦略として対象を幅広く設定しているが、虐待や貧困といった困難な課題を抱える家庭など、支援を必要としている家庭にしっかりと支援が届くように具体的な支援についても記述が必要ではないか。	①	虐待や貧困といった困難な課題を抱える家庭等への対応については、P34の「学校等と連携した児童虐待の防止」、 「発達面で支援が必要な子どもとその保護者に寄り添う支援」、P39の「子どもの貧困対策体制」、「地域のネットワークによる支援」など、既に多くの記述をしていますが、ご意見をふまえ、さらなる加筆について検討します。

意見番号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	頁			
23	第4章 取組方策 ①幅広い学習機会や情報の提供	25	「基本的な取組」には、概ね今までもおこなってきていることであり違和感はないが、例えば保護者との情報交換など、自らを振りかえると十分な時間を割くことができていない。保護者の悩みを聴きとるための時間的な余裕がほしい。	③	本県では、平成17年3月に総勤務時間縮減の指針を策定し、平成24年度からは全教職員の時間外労働時間及び休暇取得状況についても把握できるシステムを整えました。教職員の総勤務時間縮減の取組としては、制度の改善や仕組みの整備を進めているところですが、県教育委員会としても学校の事務負担軽減につながる会議・調査等の精選、長期休業中に県教育委員会が主催する会議や研修会等を実施しない期間の設定、チーム学校に係る教員以外のスタッフの確保など、教職員の総勤務時間縮減に向けて取組を進めています。 こうした教職員の総勤務時間縮減に向けた取組が、学校における家庭教育応援の推進につながるものと考えています。
24	第4章 取組方策 ⑥社会全体で家庭を支える気運の醸成	36	男性の育児参画の推進には、ワーク・ライフ・バランスが不可欠である。P10に「男性の育児参画についての考え方」が示されているが、帰宅時間が遅いなど、意識の問題というよりは環境の問題ととらえる必要がある。子育ての時間を確保するためのしくみづくりや企業等への啓発について積極的なとりくみが必要である。	②	ご指摘いただいた課題に対応するため、「取組方策⑥ 社会全体で家庭を支える気運の醸成」(P36～37)の中で、ワーク・ライフ・バランスや男性の育児参画にかかる社会全体の気運を高める取組を進めることについて記述するとともに、「取組方策① 幅広い学習機会や情報の提供」(P24～25)においても、男性の育児参画の推進や仕事と子育ての両立支援の視点を重視していく旨明記しています。
25	第4章 取組方策 ⑧県、市町、学校等の連携強化	40-	これまでも教職員は家庭訪問や連絡帳、子どもや保護者との対話のなかで、信頼関係を築き上げ、情報を収集し、家庭教育を支援してきた。戦略の推進にあたっては、多様化する家庭への対応、過重労働の現状にある教職員の实態もふまえれば、一定の支援が必要。	③	本県では、平成17年3月に総勤務時間縮減の指針を策定し、平成24年度からは全教職員の時間外労働時間及び休暇取得状況についても把握できるシステムを整えました。教職員の総勤務時間縮減の取組としては、制度の改善や仕組みの整備を進めているところですが、県教育委員会としても学校の事務負担軽減につながる会議・調査等の精選、長期休業中に県教育委員会が主催する会議や研修会等を実施しない期間の設定、チーム学校に係る教員以外のスタッフの確保など、教職員の総勤務時間縮減に向けて取組を進めています。 今後も、学校における家庭教育応援の推進につながるよう、こうした教職員の総勤務時間縮減に向けて取り組んでまいります。

意見 番号	該当箇所		中間案に対するご意見概要	対 応 区 分	ご意見概要に対する考え方
	該当箇所	頁			
26	第4章 取組方策 ⑧県、市町、学校等の 連携強化	41	これまでも教職員は家庭訪問等をつうじて、家庭教育を支援してきている。多様化する家庭への対応をするためにも、教職員の力量を高めるため研修や、教職員配置等の充実も必要である。	③	<p>本県では、初任者研修、教職6年次研修、教職経験11年次研修、新任管理職研修等において、児童生徒理解や保護者とのコミュニケーションの取り方等、家庭教育支援について研修を実施しています。</p> <p>また児童生徒の視点に立った教育を推進するため、少人数教育の推進、外国人児童生徒や特別な支援が必要な児童生徒への教育など、学校の規模や児童生徒の実態に応じた教職員の配置に努めています。</p> <p>学校現場における課題が多様化するなかで、学校だけでは解決が困難な課題もあることから、市町の福祉部門とのネットワークづくりや外部人材の活用など、学校の組織力の充実に取り組んでまいります。</p>